

建設工事入札参加資格格付基準

この基準は、建設工事入札参加資格審査基準に定める格付の基準について、要件等を定めることを目的とする。

1 土木一式工事

等級	県内建設業者			県外建設業者		
	総合点数	許可区分	1級技術者	総合点数	許可区分	1級技術者
A	920点以上	特定建設業	5名以上	1,070点以上	特定建設業	—
B	770点以上	特定建設業	2名以上	890点以上	特定建設業	—
C	700点以上	—	—	750点以上		—
D	A、B又はCに該当しない者			A、B又はCに該当しない者		

- (1) 許可区分の特定建設業とは、建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条第1項第2号に掲げる者が同項の許可を受けていることをいう（以下同じ。）。
- (2) 1級技術者とは、1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士及び技術士法による第2次試験において技術部門のうち建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者とする。
- (3) 特定建設業の許可の有無及び1級技術者の人数の把握は、建設工事入札参加資格審査基準第3項第1号に規定する経営事項審査の審査基準日現在で行うものとする（以下同じ。）。
- (4) 複数の等級要件を満たす場合は、要件を満たす等級のうち、最上位の等級に位置付けるものとする（以下同じ。）。

2 建築一式工事

等級	県内建設業者			県外建設業者		
	総合点数	許可区分	1級技術者	総合点数	許可区分	1級技術者
A	900点以上	特定建設業	5名以上	1,020点以上	特定建設業	—
B	790点以上	特定建設業	1名以上	980点以上	特定建設業	—
C	680点以上	—	—	760点以上		—
D	A、B又はCに該当しない者			A、B又はCに該当しない者		

- (1) 1級技術者とは、1級建築士及び1級建築施工管理技士とする。

3 電気工事

等級	県内建設業者			県外建設業者		
	総合点数	許可区分	1級技術者	総合点数	許可区分	1級技術者
A	810点以上	特定建設業	2名以上	1,130点以上	—	—
B	690点以上	—	1名以上	920点以上	—	—
C	A又はBに該当しない者			A又はBに該当しない者		

- (1) 1級技術者とは、1級電気工事施工管理技士及び技術士法による第2次試験において技術部門のうち建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建

設部門に係るものとするものに限る。)に合格した者とする。

4 管工事

等級	県内建設業者			県外建設業者		
	総合点数	許可区分	1級技術者	総合点数	許可区分	1級技術者
A	800点以上	特定建設業	2名以上	1,140点以上	—	—
B	670点以上	—	1名以上	940点以上	—	—
C	A又はBに該当しない者			A又はBに該当しない者		

- (1) 1級技術者とは、1級管工事施工管理技士及び技術士法による第2次試験において技術部門のうち機械部門（選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機器」、「熱・動力エネルギー機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者とする。

5 舗装工事

等級	県内建設業者			県外建設業者		
	総合点数	許可区分	1級技術者	総合点数	許可区分	1級技術者
A	890点以上	—	5名以上	1,030点以上	—	—
B	730点以上	—	2名以上	830点以上	—	—
C	A又はBに該当しない者			A又はBに該当しない者		

- (1) 1級技術者とは、1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士及び技術士法による第2次試験において技術部門のうち建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）に合格した者とする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準の一部改正は、令和3年8月1日から施行し、令和3・4年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前に「1級建設機械施工技士」の資格を有する者は、施行後の「1級建設機械施工管理技士」の資格を有する者とみなす。